

湖 安 第 2 5 0 号
平成 18 年 (2006 年) 年 9 月 27 日

湖南省国民保護協議会会長
谷 畑 英 吾 様

湖南省長 谷 畑 英 吾



湖南省国民保護計画について（諮問）

平成 16 年 6 月 14 日に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号）及び国の基本方針に基づき、警報の伝達並びに住民の避難や救援の協力の措置などを定めた「湖南省国民保護計画」を平成 18 年度中に策定することとなっています。

この法律では、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態や緊急対処事態いわゆる大規模テロが発生した場合において、市は国・県との役割分担のもとに、関係機関と密接な連携を図りながら、住民の避難や救援の協力など国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を実施することになります。

つきましては、本計画を作成するにあたり、広く住民の意見を踏まえ、住民にとって分かり易く、かつ、より実効性のある計画となるよう、同法第 39 条第 3 項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。